

●香川県告示第409号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、屋島加入区について、平成18年香川県告示第621号による保険に付すべき義務は、平成22年10月9日限り消滅したので告示する。

平成22年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造